



綾瀬市 外国人高度人材雇用促進奨励金

外国人高度人材が中小企業を変える

人口減少による影響は中小企業における「人手不足」だけでなく、将来的には、国内市場の縮小にも影響を及ぼすことが懸念されています。

昨今、中小企業における販路開拓先として、市場が拡大傾向にある海外に挑戦する傾向が高まっており、自社の技術や製品、ノウハウが海外におけるニーズに対応できるのかなど、幅広く海外ビジネス業務を担う人材として、外国人高度人材の活用が高まってきています。

また、海外市場への進出だけでなく、外国人高度人材の雇用により、**国際化による業務変革、新規事業・顧客開拓、会社組織の活性化、外部評価の向上**など、人材をどう活かすかにより、中小企業においても「経営基盤の強化」や「生産性の向上」などに繋げることが期待されます。

綾瀬市では、高度人材を雇用し、自社の成長に向け果敢に挑戦する市内企業を支援します。

1 制度概要

- 令和4年4月1日以降、外国人高度人材を正規社員として雇用し、申請日時点で6か月以上常用雇用している場合、初回の申請から3年間、奨励金を交付します。
- 申請は令和7年4月1日（火）から申込順で受け付けます。（令和8年3月31日（火）まで）

2 奨励対象

- 市内に事業所を有する中小企業（製造業に限る）
- 外国人高度人材を申請基準日時点で6か月以上正規社員として雇用している。

CHECK 対象となる外国人高度人材は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」のみとなります。

3 奨励金

- 1名につき**72万円**を交付
- 1社につき1年度3名まで申請可能

CHECK 予算の範囲内での交付となるため、申請状況により受付できない場合があります。

4 制度の詳細・申請書類などのダウンロードは市ホームページより



綾瀬市ホームページ
中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金